

太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン

令和5年（2023年）〇月策定

ガイドライン策定の目的

八代市は、景観法に基づく八代市景観計画及び景観条例施行規則において、令和5年〇月から太陽光発電施設を景観届出の対象となる工作物として位置づけ、国・県が推進するエネルギー政策と調和のとれた良好な景観形成を目指しています。（令和6年（2024年）〇月〇日より適用）

八代市景観計画には、太陽光発電施設の設置にあたり遵守していただきたい景観形成の基準を定めていますが、定性的な記載が多く、設置者（事業者）との共通認識を持つことが難しい部分があります。そこで、事業計画の策定にあたり、設置者（事業者）が周辺地域の景観保全への寄与等、景観への配慮を行いやすい内容を具体的に示した「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」を策定しました。

このガイドラインは、太陽光発電施設に関する景観形成基準に適合しつつ、より良好な景観の形成に配慮していただくため、留意すべき基本的な事項を取りまとめたものです。設置者（事業者）には、このガイドラインに沿って事業計画を進めることで、できる限り良好な景観への影響を回避・低減するための工夫や対策を講じることが望まれます。

本ガイドラインは、太陽光発電施設を設置する際に留意すべき事項等を取りまとめたものです。

太陽光発電施設の設置以外の各種届出や景観形成基準等につきましては、「八代市景観計画」及び「八代市景観形成ガイドライン」をご確認ください。

※景観計画区域内において一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設などを行う場合には、従来どおり届出が必要となります。

「八代市景観計画」及び「八代市景観形成ガイドライン」は、八代市ホームページに掲載しています。

URL. <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00311792/index.html>



適用対象の範囲

本ガイドラインの対象となる太陽光発電施設にかかる基準等は、土地に自立して設置するものに適用します。

行為の種類	景観形成基準及び届出の種類
土地に自立して設置するもの	「工作物」の景観形成基準を適用
建築物の屋上・屋根等に設置するもの	「建築物」の景観形成基準を適用（本ガイドラインの対象外）

- ・ 土地に自立して設置する太陽光発電施設は、八代市景観条例及び八代市景観条例施行規則により「工作物」として位置付けられており、工作物としての届出が必要です。
- ・ 建築物の屋上・屋根等に設置するものは、建築設備にあたるため、建築物としての届出が必要となります。

景観法に基づく届出制度

景観上影響の大きい大規模な建築物・工作物等を事業者等が設置する場合に、景観法及び八代市景観条例に基づき設定した景観形成基準に適合するよう届出を行っていただくことで、良好な景観形成へ誘導を図る制度です。

■ 太陽光発電施設の届出対象行為

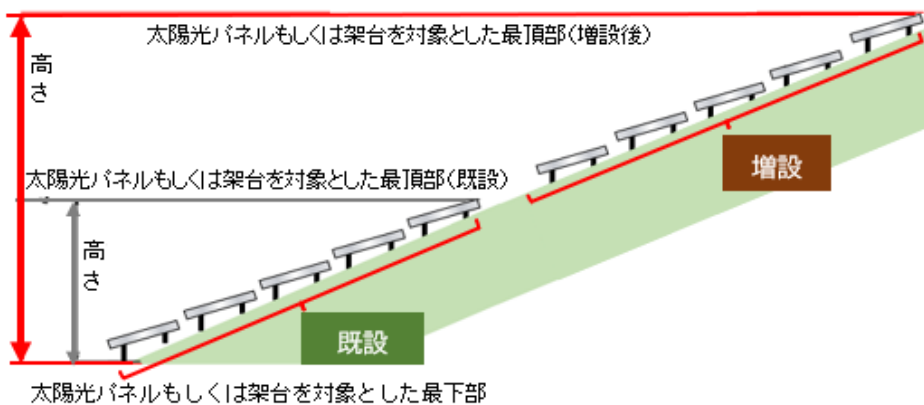
区分等	届出対象行為	
一般地区	高さ	太陽光発電施設について、高さ(太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものを含む。)の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。)13メートルを超えるもの
	面積	太陽光発電施設について、その敷地の用に供する土地の面積(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。)が1,000平方メートルを超えるもの
特定施設届出地区	高さ	高さ1.5メートルを超えるもの
	面積	事業区域100平方メートルを超えるもの

・ 土地面積は、太陽光パネルのみの面積ではなく、太陽光発電施設の附属施設(パワーコンディショナー、電力量計等及びパネル間隔(メンテナンススペースほか)等を含めた面積です。

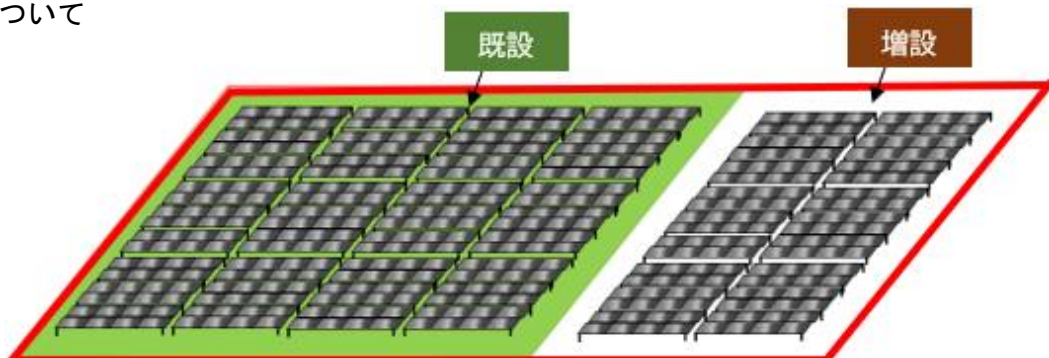
太陽光パネルを増設する場合の考え方(例)

既設の太陽光発電施設が届出対象規模ではなくても、増設により合わせて対象規模になった場合は、届出が必要です。

■ 高さについて

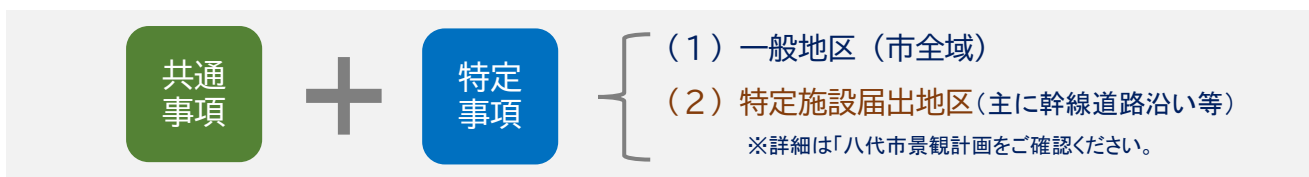


■ 面積について



景観形成基準（太陽光発電施設に関する事項を抜粋）

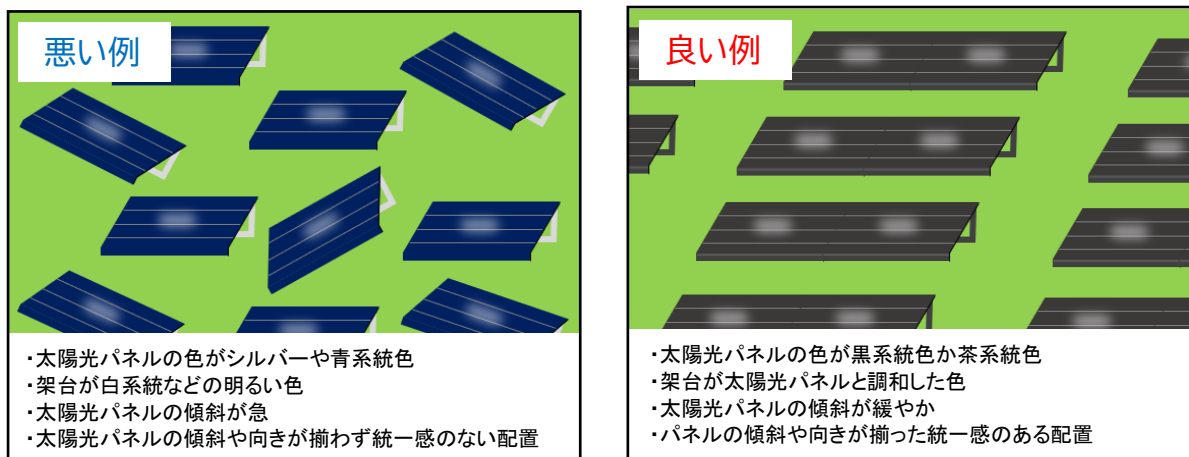
太陽光発電施設を設置する場合は、以下の「共通事項」と各景観届出対象行為に関する「特定事項」に記載のある景観形成基準に基づき、景観に配慮していただきますようお願いします。



1. 共通事項

事項		景観形成基準
外観	意匠	●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすように努める。→事例①
	色彩	●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩を使用するように努める。→事例①
	材料	●太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用するように努める。
緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。 ●稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないように努める。

事例① 太陽光パネル（太陽電池モジュール）の配置と色彩の事例

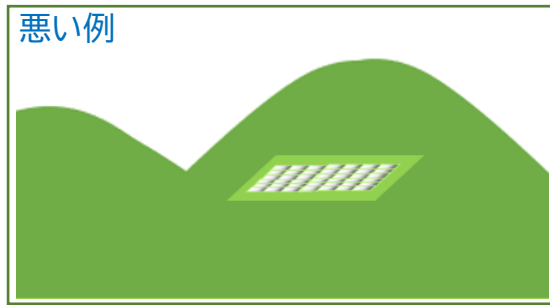


2. 特定事項

(1) 一般地区

事項	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な太陽光発電施設については、景観への影響が大きいことから、本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。→事例② ●設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。
高さ	●高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けるように配慮する。

事例② 山の斜面への太陽光パネル（太陽電池モジュール）の設置事例



・山頂や稜線などに太陽光発電施設が設置されると、太陽光パネル等が周辺から突出した印象となりやすい。

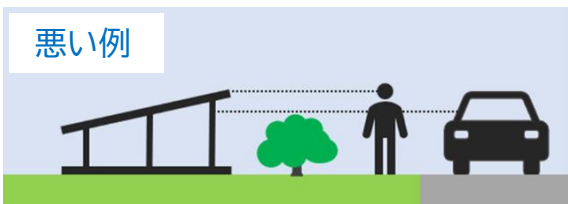
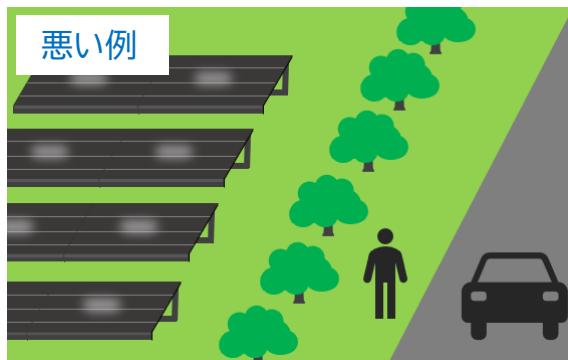


・太陽光発電施設が突出しないよう植栽等を設けるなど、土地の形状に違和感を与えないよう配慮する。
・地形等の改変は最小限とする。
・現状の地形を生かすなど、見えにくい位置に配置する。

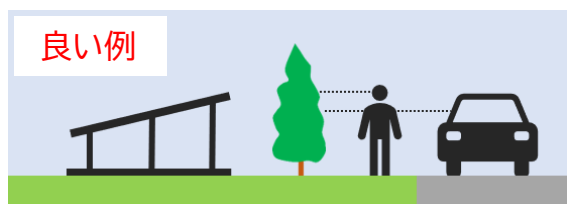
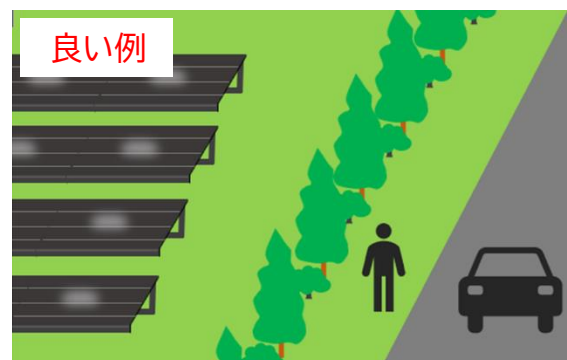
(2) 特定施設届出地区

事項	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> ● 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ● 周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。→事例③
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けるように配慮する。→事例③
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって、中木・低木・グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。→事例③ ● スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ● 敷地の周囲、柵・塀・擁壁等の前面の緑化に努める。

事例③ 道路沿道への太陽光パネル（太陽電池モジュール）設置事例



・パネル部分の高さが目隠し措置（植栽等）の高さより高い。
・植栽が低木のためパネルや架台が道路側から確認できる。
・パネルの設置場所が道路側に近く、圧迫感を与える。



・周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。
・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。
・施設の実状によって、中木・低木・グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。

良好な景観形成のための配慮事項（チェック項目)

事項	チェック	番号	地区	チェック項目
位置		①	一般地区	大規模な太陽光発電施設については、景観への影響が大きいことから、本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮した。
		②	一般地区	設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めた。
		③	特定施設届出地区	柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とした。
		④	特定施設届出地区	周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とした。
		⑤	特定施設届出地区	設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めた。
高さ		⑥	一般地区	高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けるように配慮した。
		⑦	特定施設届出地区	高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けるように配慮した。
外観 (意匠、 色彩、 材料)		⑧	共通	太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とするように努めた。
		⑨	共通	太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩を使用するように努めた。
		⑩	共通	太陽電池モジュールの材質は、低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用するように努めた。
緑化		⑪	共通	敷地内は極力緑化に努めた。
		⑫	共通	既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮した。
		⑬	共通	稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないように努めた。
		⑭	特定施設届出地区	道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努めた。
		⑮	特定施設届出地区	施設の実状によって、中木・低木・グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努めた。
		⑯	特定施設届出地区	(スペースがない場合)ツタを使った緑化に努めた。
		⑰	特定施設届出地区	敷地の周囲、柵・塀・擁壁等の前面の緑化に努めた。

届出に必要な書類

■ 一般地区 「一般地区における行為の(変更)届出書(様式第1号)」に以下の書類を添付

■ 特定施設届出地区

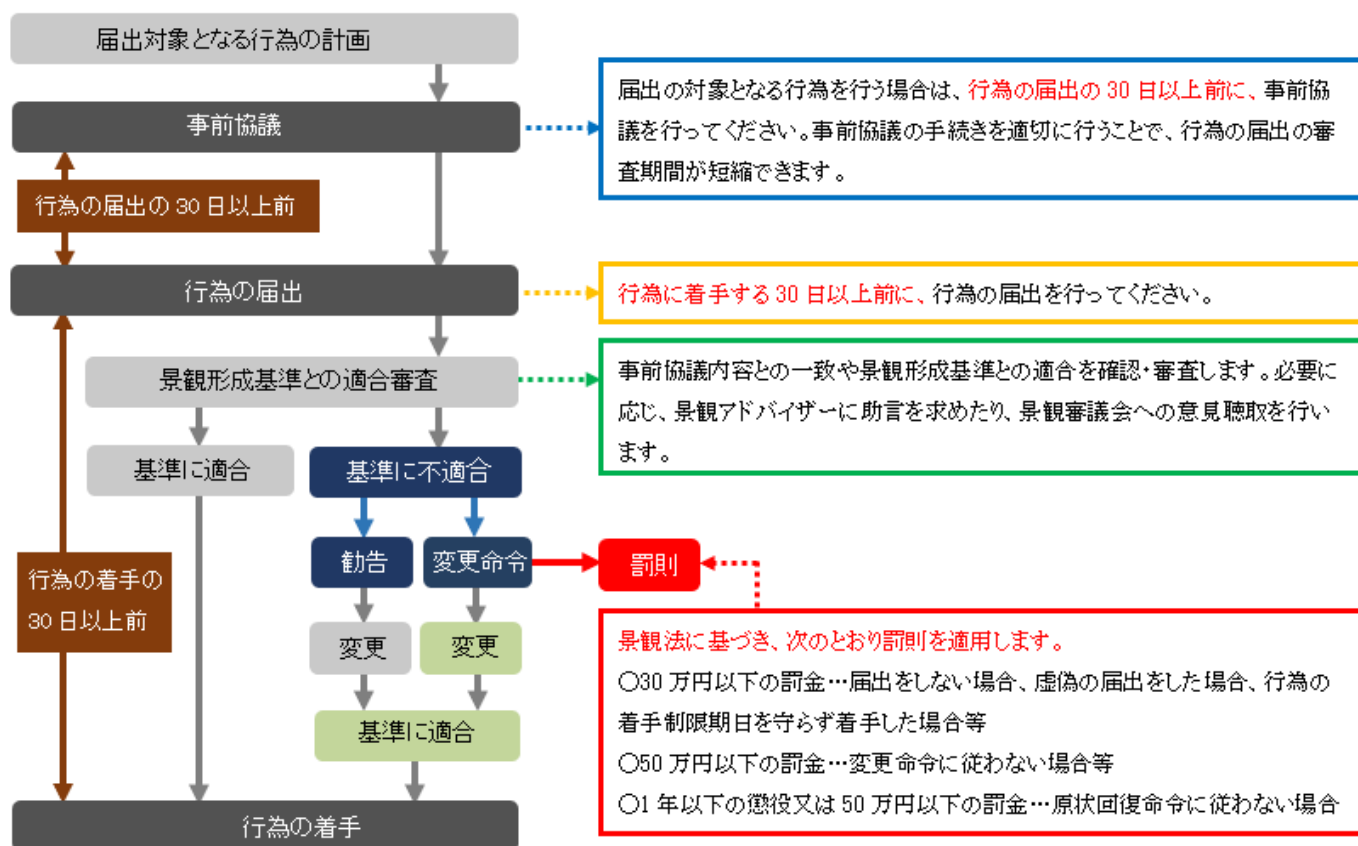
「特定施設届出地区における行為の(変更)届出書(様式第2号)」に以下の書類を添付

【添付書類】※一般地区、特定施設届出地区共通

図面等	備考
位置図	
配置及び緑化計画図	
立面図	マンセル値を記載すること。
現況写真	撮影位置及び方向を配置図及び緑化計画図に示すこと。
太陽光発電施設に関する図面	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積がわかる図面 フレーム、架台その他の附属設備の色彩がわかる図面 完成予想図(出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあつては、フォトモンタージュ又はイメージパース)

- ・届出書は正副2部を提出してください。
- ・届出様式は八代市ホームページからダウンロードできます(1ページを参照)。
- ・必要に応じ、その他の資料を提出していただくことがあります。

届出の流れ



※原則、市が届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、行為に着手することができません。

お問合せ先

八代市 建設部 建設政策課

〒866-8601 八代市松江城町1-25 (八代市役所本庁舎5階)

TEL: 0965-33-4116 E-mail: kensetsu@city.yatsushiro.lg.jp